

<資料1>

石狩市公害防止条例施行規則の改正について

1 改正の理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）の施行により、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部が改正されたことから、石狩市公害防止条例施行規則（昭和48年規則第4号）において、同省令に準拠し定めている「汚水等に係る排出基準」について所要の改正を行うもの。

※準拠理由

有害物質の排出基準等については、自然科学上、極めて高度かつ専門的知見を要し、市が独自に設定することが困難なため、国が定めた省令に準拠している。

2 改正の内容【改正案】

石狩市公害防止条例施行規則別表第2第2項第1号の表中、「カドミウム及びその化合物」の許容限度を「1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム」から「1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム」に改める。

3 新旧対照表

改正前	改正後																
別表第2（第7条関係） 規制基準 1 略 2 汚水等に係る排出基準 工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (1) 人の健康の保護に係る項目 <table border="1"><thead><tr><th>有害物質</th><th>許容限度</th></tr></thead><tbody><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>1リットルにつきカドミウム <u>0.1ミリグラム</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td></tr></tbody></table> (2) 略	有害物質	許容限度	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.1ミリグラム</u>	略		備考 略		別表第2（第7条関係） 規制基準 1 略 2 汚水等に係る排出基準 略 (1) 人の健康の保護に係る項目 <table border="1"><thead><tr><th>有害物質</th><th>許容限度</th></tr></thead><tbody><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>1リットルにつきカドミウム <u>0.03ミリグラム</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td></tr></tbody></table> (2) 略	有害物質	許容限度	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.03ミリグラム</u>	略		備考 略	
有害物質	許容限度																
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.1ミリグラム</u>																
略																	
備考 略																	
有害物質	許容限度																
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.03ミリグラム</u>																
略																	
備考 略																	
3 略	3 略																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

<関係法令>

■水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)

第1条 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府 通商産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二のカドミウム及びその化合物の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

※ 第1条の改正は、石狩市公害防止条例施行規則等への影響は無し。

(排水基準を定める省令の一部改正)

第2条 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

■石狩市公害防止条例(関係部分抜粋)

(規制基準の設定)

第15条 規制基準は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定める。

(1) ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、又は排出するばい煙、汚水等、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)の量、濃度又は大きさに関する許容限度(以下「排出基準」という。)

(2) 粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準(以下「構造等の基準」という。)

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、石狩市環境基本条例(平成12年条例第49号)第36条第1項に規定する石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

■石狩市公害防止条例施行規則(関係部分抜粋・改正前)

(規制基準)

第7条 条例第15条第1項第1号の規則で定める許容限度は、別表第2に掲げるとおりとする。

別表第2(第7条関係)

1 略

2 汚水等に係る排出基準

工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機リン化合物(パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	1リットルにつき0.003ミリグラム

トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.02ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.04ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.2ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	1 リットルにつき3ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.06ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
備考	有害物質の検定方法は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとし、「検出されないこと」とは同告示に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。